

札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）補助金交付要領

平成30年6月21日制定

令和元年6月28日改正

令和2年12月18日改正

令和3年8月3日改正

令和4年9月30日改正

令和6年9月26日改正

令和7年6月30日改正

経済観光局長決裁

（趣旨）

第1条 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知。以下「国実施要領」という。）別記2－3に基づく地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）の実施に関し、市長が予算の範囲内において交付する補助金の交付手続等について、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）事業補助金交付事務取扱要領（令和4年（2022年）6月16日付け食政第318号農政部食の安全推進監通知。以下「北海道要領」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達）、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日付け訓令第24号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「法令」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む）及び、国実施要綱に係る国と北海道が制定する要綱、要領及び取扱い等のほか、この要領をいう。

（事業の内容等）

第3条 札幌市農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）事業の具体的なメニュー、採択要件、取組主体及び補助率は国実施要領別記2－3（別表を含む）のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 市長より事業実施計画の承認の通知を受け、補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別途定める日までに市長に提出しなければならないものとする。

- 2 前項の補助金交付申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、事業の目的及び内容により必要がないと認められるものについては、添付を省略することができるものとする。
- 3 補助金の交付を申請しようとする者は、第1項による補助金交付申請書を提出するに当たって、申請者が消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者該当し、消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額を合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかなきときは、補助対象経費に補助率を乗じた額から、当該事業実施主体における消費税等仕入控除税額を減じた金額の範囲内で交付申請を行うものとする。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 4 補助金の交付を申請しようとする者は、市税を滞納していない者でなければならないものとし、納税対応状況申出書（様式第1号別紙）により、市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

- 第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る補助金の交付が、法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、事業の目的及び内容が適切であるかどうか、金額の査定に誤りがないか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めた時は、速やかに交付の決定をするものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができるものとする。

（補助金の交付条件）

- 第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項について条件を付すものとする。
- (1) 事業の内容を変更する場合（事業の完了後における成果物の変更を含み、北海道要領第10の1に該当しない軽微な変更を除く。）においては、市長の承認を受けなければならないこと。なお、軽微な変更を行う場合においては、市長へ報告すべきこと。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - (4) その他市長が必要と認める事項。

- 2 市長は、前項のほか、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができるものとする。

(補助金交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を当該補助金の交付の申請をした者（以下「事業実施主体」という。）に補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を事業実施主体に補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第8条 事業実施主体は、前条第1項の規定により通知を受けた補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から10日以内に補助金交付申請取下書（様式第4号）を提出して補助金の交付申請を取下げることができるものとする。

- 2 前項の規定による補助金交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による補助金交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し、若しくは、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができるものとする。

ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長が、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とするものとする。

（1）天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（2）事業実施主体が事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により事業を遂行することができない場合（事業実施主体の責に帰すべき事情による場合を除く。）

- 3 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により事業実施主体に通知するものとし、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件を変更したときは、補助金交付決定内容等変更通知書（様式第6号）により事業実施主体に通知するものとする。

(契約等)

第10条 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする

ときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 事業実施主体は、前項により契約しようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国交付等要綱に定める「契約に係る指名停止等に関する申立」（別記様式第3号）の提出を求めることとし、当該申立の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 3 事業実施主体は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めること。
- 4 補助事業に係る契約については、国実施要領別記2－3第8の3及び4に留意し、契約手続き等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。
- 5 事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を入札結果報告・着手届（様式第8号）により、市長に報告するものとする。

（着手）

第11条 事業の着手は、原則として、第7条第1項による補助金の交付の決定通知に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定通知前に着手する必要がある場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ市の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着手届（様式第7号）をあらかじめ市長に提出するものとする。

なお、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（事業の遂行）

第12条 事業実施主体は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に基づく市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

（事業遂行状況報告及び立入検査等）

第13条 市長は、事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該事業の遂行の状況に関し、事業遂行状況報告書（様式第9号）により報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（事業の遂行等の指示等）

第 14 条 市長は、前条の規定により事業実施主体が提出する報告等により、事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業遂行指示通知書（様式第 10 号）により事業実施主体に当該事業の遂行を指示するものとする。

2 市長は、事業実施主体が前項の指示に従わないときには、事業遂行一時停止及び是正命令通知書（様式第 11 号）により事業実施主体に当該事業の遂行の一時停止及び是正を命ずるものとする。

3 市長は、事業実施主体が前項の命令に従い是正措置を講じたときは、事業遂行一時停止解除通知書（様式第 12 号）により事業実施主体に当該事業の遂行の一時停止解除を通知するものとする。

（事業の内容変更等の承認）

第 15 条 補助金の交付決定通知において、第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する条件を付された事業実施主体は、当該各号の承認又は指示を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならないものとする。

(1) 事業の内容変更をする場合（第 6 条第 1 項第 1 号関係）

事業変更承認申請書（様式第 13 号）

(2) 事業を中止又は廃止する場合（第 6 条第 1 項第 2 号関係）

事業中止(廃止)承認申請書（様式第 14 号）

(3) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合（第 6 条第 1 項第 3 号関係）

ア 事業が予定の期間内に完了する見込みがないときで当該年度内に完了する場合
事業遂行状況報告書（様式第 9 号）

イ 事業が当該年度内に完了する見込みがないとき又はその遂行が困難になった場合

事業遂行遅延(不能)報告書（様式第 15 号）

事業遂行状況報告書（様式第 9 号）

繰越等実施計画書（様式第 16 号）

2 市長は、前項の規定による承認申請又は報告があった場合は、次により速やかに当該事業実施主体に通知するものとする。

(1) 事業の内容変更の承認申請の場合

ア 承認するとき 事業変更承認通知書（様式第 17 号）

イ 承認しないとき 事業変更不承認通知書（様式第 18 号）

(2) 事業の中止又は廃止の承認申請の場合

ア 承認するとき 事業中止(廃止)承認通知書（様式第 19 号）

イ 承認しないとき 事業中止(廃止)不承認通知書（様式第 20 号）

(3) 事業の執行の遅延又は不能の報告の場合

事業執行指示通知書（様式第 21 号）

(竣工)

第 16 条 事業実施主体は、事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届（様式第 22 号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による竣工届の提出があつたときは、竣工検査を行い、竣工検査報告書（様式第 23 号）を作成するものとする。

(事業実績報告)

第 17 条 事業実施主体は、事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業の成果を記載した事業実績報告書（様式第 24 号）に市長の定める書類を添えて市長に提出しなければならないものとする。

また、市の会計年度が終了したときに行う事業実績報告書には、併せて事業遂行計画書（様式第 25 号）を添付するものとする。

2 第 4 条第 3 項のただし書きにより補助金の交付の申請をした事業実施主体は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して提出しなければならないものとする。

3 第 4 条第 3 項のただし書きにより補助金の交付の申請をした事業実施主体は、第 1 項の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第 26 号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならないものとする。

また、事業実施主体は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の事業年度の 3 月 31 日までに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第 26 号）及び、補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳（様式第 26 号別紙）により、市長に報告しなければならないものとする。

(補助金額の確定)

第 18 条 市長は、前条の規定による事業実績報告を受けた場合においては、当該事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 27 号）により当該事業実施主体に通知するものとする。

2 事業実施主体は、前項による額の確定通知を受けた後において、事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があつたことにより事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第 17 条に準じて市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項に基づく事業実績報告書の提出を受けたときは、第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、第17条の規定による事業の実績報告を受けた場合において、前条の規定による審査及び調査等の結果、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これを適合させるための措置を取るべきことを事業遂行一時停止及び是正命令通知書(様式第11号)により当該事業実施主体に通知するものとする。

- 2 第17条の規定は、前項の規定による命令に従って行う事業について準用するものとする。

(補助金の交付の時期等)

第20条 補助金は、第18条の規定により確定した額を事業の終了後に交付するものとする。

ただし、事業の性質上その事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができるものとする。

(補助金の交付の請求)

第21条 第18条の規定による補助金確定通知を受けた事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第28号)を市長に提出しなければならないものとする。

- 2 前条ただし書きの規定により概算払の補助金の交付を受けようとする場合は、補助金概算払申請書(様式第29号)に請求書(様式第28号)を添えて提出しなければならないものとする。ただし、補助金交付申請時に消費税等仕入控除税額を減じて申請を行った場合の概算払申請額は、消費税等仕入控除税額を減じて計算した額とするものとする。

- 3 市長は、概算払をすることを決定したときは、補助金概算払決定通知書(様式第30号)により事業実施主体に通知するものとする。

- 4 市長は、概算払をしないことを決定したときは、補助金概算払不交付決定通知書(様式第31号)により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第22条 市長は、事業実施主体が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

- (3) 事業に関して不正に他の補助金等を重複して受領したとき。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ市長の承認を受けな
いで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り
壊し、又は担保に供したとき。
- (5) 事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若し
くはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- 2 前項の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適
用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、補助金交付決定取消通知書（様
式第5号）により速やかにその旨を事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第23条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに
係る部分に関し、すでに補助金が交付されているとき、又は事業実施主体に交付すべ
き補助金額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されている
ときは、事業実施主体に対し期限を定め、補助金交付決定取消通知書（様式第5号）
に付する納付書により、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、前項の返還の命令に係る補助金の交付の決定の取消しが前条2項の規定に
よるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該事業実
施主体の申請により、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り
消すことができるものとする。
 - 3 事業実施主体は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面
に、当該事業の交付の目的を達成するために行った措置及び当該補助金の返還を困難
とする理由、その他参考となるべき事項を記載し、補助金返還申出書（様式第5号別
紙）により、市長に提出しなければならないものとする。

（延滞金）

- 第24条 事業実施主体は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日
までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その
未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければなら
ないものとする。
- 2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められ
た補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係
る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものと
する。
 - 3 市長は、第1項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、事業実
施主体の申請により延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第 25 条 市長は、事業実施主体が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金及び延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額を相殺することができるものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第 26 条 事業実施主体は、財産管理台帳（様式第 32 号）、その他事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならないものとする。

- 2 前項の帳簿及び書類は、当該事業の完了の日の属する年度の翌年から補助対象施設等の処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。）まで、保存しなければならないものとする。

(財産の処分の制限)

第 27 条 事業実施主体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないものとする。

- (1) 不動産及びその従物
 - (2) 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具
 - (3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの。
- 2 前項の規定は、事業実施主体が補助金の全部に相当する額を市に納付した場合又は処分制限期間を経過した場合、及び補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助金の交付の決定をもって市長の承認を受けたものとする。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
 - 3 事業実施主体は、第 1 項に規定する財産処分の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 33 号）を市長に提出するものとする。
 - 4 市長は、財産処分を承認することを決定したときは、財産処分承認通知書（様式第 34 号）により事業実施主体に通知するものとする。処分後は速やかに財産処分報告書（様式第 34 号別紙）により市長に報告するものとする。
 - 5 市長は、財産処分を承認しないことを決定したときは、財産処分不承認通知書（様式第 35 号）により事業実施主体に通知するものとする。

(その他)

第 28 条 事業の実施や事業により整備した施設等の管理運営等において必要な諸手続で、この要領に定めのないものは、国交付等要綱、国実施要領及び北海道要領によるものとし、この場合「都道府県知事」とあるのを「市長」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 6 月 21 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和元年 6 月 28 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 12 月 18 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 9 月 30 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 9 月 26 日から施行する。
- 2 改正前の要領により実施した事業については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 6 月 30 日から施行する。
- 2 1 の規定にかかわらず、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から適用する。
- 3 改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。